

## 安城市自動体外式除細動器（AED）設置・管理に関する基準

医師のみに認められていた自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の使用が、平成16年7月の厚生労働省通知により、一定条件の下一般市民にも認められたことを受けて、平成18年度、市は、市役所・小中学校・公民館等市内の運動施設及び市民が多数利用する施設にAEDを新設した。その後、1歳以上の小児へのAED使用が認められ、次年度公立及び私立の幼稚園・保育園にもAEDを設置し、その後新設の施設等に設置箇所を増やしてきた。

AEDの設置について、今まではまずその設置数を増やすことに重点が置かれてきたが、今後は、より効果的かつ戦略的なAED配備と管理をすすめていく段階になってきている。

そのため、一般財団法人日本救急医療財団の定めた「AEDの適正配置に関するガイドライン（平成25年9月9日）」に準じ、安城市が実施する公的施設等へのAEDの設置およびその管理に関する基準をここに定める。

### 1 基本方針

市は、病院外心停止の救命を促進することを目的に、運動施設または高齢者の利用が多い施設等、心停止の発生頻度が高いことなどの必要性に加え日常点検管理の実効性を考慮して、計画的にAEDを設置する。

### 2 設置施設の基準

(1) 市は、必要に応じて所管する次の各号に定める施設へAEDを設置する。

ア 市民が運動等を目的として利用する公的施設

(市体育館、陸上競技場、スポーツセンター、マーメイドパレス、各小中学校)

イ 主に高齢者が利用する公的施設

(各福祉センター、社会福社会館、安城市高齢者生きがいセンター)

ウ 多数の市民が出入りし、または利用する公的施設

(市役所各庁舎、市民会館、文化センター、アンフォーレ、総合斎苑、歴史博物館、堀内公園、デンパーク、各公民館、青少年の家、保健センター)

エ 就学前の子どもに教育・保育等を提供する施設

(公立及び私立幼・保育園、公立及び私立認定こども園、こども発達支援センター)

オ 山間部で、救急隊や医療の提供に時間を要する教育関連施設

(作手高原野外センター)

カ その他、利用形態等を考慮し市長が必要と認める公的施設

(教育センター、安祥閣、丈山苑、市民交流センター、アグリライフ支援センター、あんぱ〜く、浄水管理事務所)

(2) (1) に定める施設が隣接する場合は、開館日、開館時間、利用形態、夜間時間外における警備員の配置状況等を考慮して設置施設を調整するものとする。

- (3) 安城市指定管理者制度導入施設についても、本方針に基づき、市がAEDを設置する。
- (4) 季節的または一時的に利用者が増大する施設、イベント等において、AEDの設置が望ましいと判断される場合は、AEDを常設せず、「安城市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱」に基づき短期間の設置を行うものとする。

### 3 設置台数等の基準

- (1) 1施設1台を原則とする。
- (2) 2の（1）のアの施設のうち、敷地が広く多目的の運動施設については、心停止の発生リスクとアクセス等を考慮して、1施設に複数台を設置する。
- (3) 2の（1）のウの施設のうち、5階建以上の施設については、必要に応じて1施設に複数台を設置する。なおこの場合、エレベーターや階段等にAED設置フロアを明示する。
- (4) 次に掲げる施設は、貸出用を含めて2台（保健センターのみ4台）を設置する。
  - ア 保健センター
  - イ 文化センター
  - ウ 桜井公民館
  - エ 北部公民館
  - オ 西部公民館
  - カ 作野公民館
  - キ 安祥公民館
  - ク 東部公民館
  - ケ 明祥公民館
  - コ 二本木公民館
  - サ 中部公民館
  - シ 昭林公民館
- (5) 次に掲げる施設には、予備の電極パッドを設置する。
  - ア 桜井公民館
  - イ 北部公民館
  - ウ 明祥公民館
  - エ 保健センター
  - オ 作手高原野外センター

### 4 設置施設での配置方法

- (1) AEDの設置については、心停止のリスクが高いと思われる場所への動線を考慮し、利用者が速やかに使用できる場所に設置する。
- (2) AEDを設置している施設等には、当該施設等にAEDが配備されていることを入り

口付近に表示したり、案内標識を設置したりすることによりAEDの存在場所を明示する。

- (3) 2の(1)の施設のうち、設置施設の職員等が不在となる時間帯にも市民が屋外施設を利用する可能性のある場合は、可能な限り屋外に設置する。
- (4) 健康推進課長は、AED本体の更新時には、本基準に基づき、各施設への設置の必要性について検討する。

## 5 管理

- (1) 日常点検は、AEDを設置する施設の管理者の責任において、インジケーターを確認する方法により実施する。
- (2) 次の管理は、健康推進課長の責任において行い、交換または更新が必要になった場合は、遅滞なく実施しなければならない。
  - ア 消耗品（電極パッド、バッテリー）の使用期限
  - イ 本体の使用期限
- (3) AEDを設置する施設の管理者は、AEDを使用した場合、速やかに健康推進課へ定められた書式をもって報告し、新しい電極パッドを受け取る。なお、保健センター休館日のため健康推進課から新しい電極パッドを受け取ることができない場合は、桜井公民館、北部公民館、明祥公民館のいずれかから予備の電極パッドを受け取る。
- (4) 健康推進課長は、AEDを設置する施設において適切な管理が行われるよう、施設の管理者および安城市指定管理者制度導入施設を所管する部署の責任者に対して、年に1回、日常点検等適切な管理ができるよう通知する。
- (5) 日本光電社製AEDを設置している施設について、健康推進課長は、リモート監視システムにて各施設のAEDが正常に機能していることを確認する。

## 6 設置場所の情報公開

- (1) 市民がインターネットを通じて設置場所を検索ができるようにするため、市が設置したAEDについて、次に掲げる措置を行う。ただし、民間施設に設置されたAEDについては除外する。
  - ア 健康推進課長は、市公式ウェブサイトに最新の設置施設の情報を掲載する。
  - イ 健康推進課長は、各施設に設置したAEDに関して、設置場所、使用可能時間などの情報を愛知県が運営するAEDマップに登録して、地図上で設置場所の確認ができるようにする。
  - ウ 掲載する使用可能時間については、屋外設置した施設については24時間利用可能とし、それ以外は、各施設の開館時間帯を掲載する。
  - エ AEDを設置する施設の管理者は、健康推進課に報告している設置場所、使用可能時間などの情報に変更が生じた場合は、速やかに健康推進課長に報告をし、常に正確な情報を公開できるようにする。

- (2) 健康推進課長は、最新の情報が公開されるように、AEDを設置する施設の管理者および安城市指定管理者制度導入施設を所管する部署の責任者に対して、年に1回オープンデータの内容の確認を促す。

## 7 使用の教育・訓練

- (1) AEDを設置する施設の管理者は、施設内職員又は従業員等に対する設置場所の周知等を徹底するとともに、心肺蘇生法等の教育を受けさせるよう努める。
- (2) 健康推進課長は、AEDを設置する施設の管理者及び安城市指定管理者制度導入施設を所管する部署の責任者に、施設内職員又は従業員等に対する心肺蘇生法等の教育に関する情報を提供するとともに、その実施を年に1回要請する。
- (3) 健康推進課長は、衣浦東部広域連合が開催する普通救命講習の情報を掲示板に掲載し、市職員に対して受講を呼びかける。

## 8 民間の設置施設への対応

- (1) 民間幼保育園等にAEDを設置する場合は、民間幼保育園等は市と使用貸借契約を締結する。
- (2) 民間幼保育園等に設置されたAEDの使用貸借契約に関する事務及び管理に関する周知は保育課が行う。
- (3) 市の補助金を利用して設置されたAEDについて、補助金を所管する部署の責任者は、適切な管理がなされるようにAED設置施設の管理者に周知する。

## 9 庶務

「安城市自動体外式除細動器（AED）設置・管理に関する基準」に関する庶務は、こども健康部健康推進課が行う。

## 10 制定

平成29年3月31日

平成30年4月1日改正

平成30年7月17日改正

平成31年4月1日改正

令和7年4月1日改正

令和8年6月4日改正